



コロナ下の日米渡航・入国制限状況(2021年2月17日時点)

北陸銀行 国際部
ニューヨーク駐在員事務所
所長 馬場 正樹

1. はじめに

2020年1月に中国より始まったとされる新型コロナウイルスは全世界に広がり、現在では米国が感染者数・死者数で世界最多の国となりました。日本も、米国に比べると少ないとはいえ、未知のウイルスに対しては厳戒態勢で挑んできました。特に、2020年の年末頃から英国などで変異種が確認されると、両国とも海外からの入国をさらに厳しく制限する状況となっています。

元来、米国は日本との経済的・社会的な交流が深く、在留邦人数も多いことから、普段はビジネスや観光で多くの人々が行き来していましたが、現在の入国制限により多大な影響を受けています。今回は、現在の両国の入国制限や入国時の必要手続きなどについてレポートします。

2. 両国間の直行便フライト状況（詳細は各航空会社のHP等ご参照ください）

現在、両国間で直行便を運行している航空会社は、JAL、ANA、アメリカン航空、ユナイテッド航空、デルタ航空です。その他、ハワイ間ではハワイアン航空があります。

米国側の発着空港は、ニューヨーク、ボストン、シカゴ、ダラス、サンフランシスコ、ロスアンゼルス、シアトル、ヒューストン、デトロイト、ミネアポリス、アトランタなど、主要都市が含まれますが、日本側の発着空港は現在ほとんどが羽田・成田に限られます。名古屋、関空では一部の航空会社で3月にごく限られた臨時便が運行される予定のみとなっています。

米国内では、国内便への乗り継ぎは可能であり、最終目的地近辺まで空路を利用することができますが、日本では国内便への乗り継ぎが不可（入国後14日間は公共交通機関の利用が禁止）のため、最終目的地が東京地区以外の場合の移動は困難を伴います。（東京地区で14日間の自主隔離の後、最終目的地へ移動するケースが多いと思われます。）

3. 両国への入国時の規制・順守事項

両国の入国時の制限や順守事項（必要書類）などは、次頁の通りです。

- （注意1）日本出身者であっても、日本国籍を離脱し、外国のパスポートしか持たない者は、原則日本への入国はできないため、居住国の日本領事館等に相談が必要です。
- （注意2）現在、米国は一部のビザの発給を停止しています。また、入国の可否については、最終的にイミグレーションの係官に決定権限が与えられています。

(1) 米国から日本への入国について

入国できる人	日本国籍者、日本人の家族、ビザ保有者など滞在資格のある者
必要書類	<p>①「陰性証明書」(原紙またはコピーを持参)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国出国72時間前以内に発行されたもの ・検査は0歳以上の子供も含むすべての人が対象 ・外務省所定の様式、または「記載必須項目」^(注1)がもれなく記載されたもの(英文) ・検査方法は「PCR法」「LAMP法」「CLEIA法」の3種^(注2)に限定 <p>②「検疫質問票」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前にウェブサイトで入力し、QRコードを取得しておく <p>③「誓約書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14日間の公共交通機関不使用、自主隔離、位置情報の保存、接触確認アプリの導入等について誓約。WEBや機内で入手し、記入。
空港での検査	<ul style="list-style-type: none"> ・到着空港で抗原検査実施(結果判明までの時間は1~2時間程度) ・陽性→指定の病院や宿泊施設で隔離 ・陰性→上記書類を完備→自宅や自身で手配のホテル等へ移動し、14日間の自主隔離 // →書類なし・不備→検疫所指定施設でさらに3泊4日待機、3日目に再度抗原検査
空港からの移動	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関(電車、タクシー等)利用は不可 ・レンタカー、ハイヤー、親族の運転する車は可^(注3) ・京成電鉄、東京空港交通社に、都内までサービス車両あり

(注1) 記載内容の不備で、日本到着後3泊4日の隔離となる事例あり。

【記載必須項目】

- ①人定事項(氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別)
- ②COVID-19の検査証明内容、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日
- ③医療機関等の情報(医療機関名、又は医師名)、医療機関住所、医療機関印影(又は医師の署名)

(注2) 【認められる検査方法】

- ①核酸増幅検査(real time RT-PCR法)
- ②核酸増幅検査(LAMP法)
- ③抗原定量検査(CLEIA法)

(注3) 迎えに来た親族については、14日間の隔離は不要。

レンタカーは、本州・四国・九州での乗り捨ては可能だが、沖縄・北海道は不可。

(2) 日本から米国への入国について

入国できる人	米国市民、ビザ保有者など滞在資格のある者 ^(注4) 、ESTAでの入国者(短期観光目的など)
必要書類	<p>①「陰性証明書」(英文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本出国3日前以内に発行されたもの ・対象は2歳以上、鼻咽頭検査または唾液検査 ・感染歴がある人は、回復済を示す証明書・診断書の提出が必要 <p>②「宣誓書」(米国疾病管理センター制定)</p>
空港での検査	・到着時の空港での検査は特にない
空港からの移動	・特に制限はない(タクシーも可)、国内線乗り継ぎも可

(注4) 現在、在日米国大使館では、一部のビザ発給を停止中。

4. まとめ

- ・ 米国主要都市と東京エリア間は相応にフライトがありますが、その他のエリアへの移動は大変不便な状況です。特に、日本の国内移動については、国内線の乗り継ぎや公共交通機関の利用制限など、条件が厳しくなっています。
- ・ 日米両国とも、入国（搭乗）には事前の検査による陰性証明書が要求されますが、書式や検査方法などには規定があり、規定から外れるものは受け付けられないトラブルも発生しています。
- ・ 現時点で、発行書類に「72時間以内」、「3日以内」という縛りがありますが、フライト遅延によりこの時間制限を超過した場合、証明書は無効扱いとなっている模様です。
- ・ 米国の入国後の隔離に関しては、CDC（米国疾病予防管理センター）は、入国後14日間の自主隔離を「推奨」していますが、州によって独自の制限を課しているところもあるため、渡航先の州の規定を都度確認する必要があります。例えば、ニューヨーク州では、海外や他の州から入州する際、ヘルスフォームを提出し、原則10日間の自主隔離となりますが、入州前 3日以内の検査で陰性であれば、3日間の自主隔離後4日目に検査を受けて、陰性であれば隔離解除となります。

5. おわりに

コロナ下での両国の入国・渡航関連制限は随時見直されており、実際に渡航する際には両国政府や航空会社、旅行会社のウェブサイトなどで常に最新の情報を確認する必要があります。また、今後ワクチンの浸透度合いや感染の収束状況によっては、フライトが増便されたり、入国時の要求書類や入国後の移動制限が緩和されることも考えられます。

早くそのような状況となり、両国の往来が平常に戻ることを祈ります。

以上

<ご注意> 文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。記載内容については、ご利用者の判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株)人材情報センター内)

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp